

## 規程第4号

### 社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会会員規程

#### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第35条第3項の規定に基づき、本会に関する事項を定めるものとする。

#### （会員）

第2条 本会の会員は、本市に居住する者、並びに社会福祉に関心を有し、本会の趣旨に賛同して入会したものとし、次のように区分する。

（1）世帯会員

（2）個人会員

（3）法人・団体会員

2 個人会員は、世帯会員加入の他、個人で入会するものとする。

3 法人・団体会員は、福祉施設、団体、機関、会社、事業所等で入会したものとす。

4 会員となる場合は、入会申込書を本会会長に提出するものとする。

#### （会費）

第3条 本会の会員は、会費を納入するものとする。

2 会費は年額とし、次の区分による。

（1）世帯会員 一口 1,000円

（2）個人会員 一口 1,000円以上

（3）法人会員 一口 10,000円以上

#### （会費の納入）

第4条 会費は一時納入とし、毎年度末までに会費納入付書によって徴収する。ただし、入会当初に限り入会申込書とともに会費を納入するものとする。

2 すでに納入した会費は、過誤納の場合の他は、返還しないものとする。

#### （退会）

第5条 本会の会員は、次の場合退会するものとする。

（1）会員より退会の申し出があった場合

（2）会員が死亡又は転出した場合及び団体等にあつては、解散合併等により団体が消滅した場合

（委任）

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月4日から一部改正し、平成29年4月1日から適用する。